

11回
平成29年第 総会
11月

白井市農業委員会会議録

平成29年11月8日 開会

平成29年11月8日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成29年11月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり

2. 秋谷茂男

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

12月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 11月24日(金)
- ・事前審査会(案) 11月30日(木)
第1班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総会(案) 12月8日(金)
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 定刻前ですけれども、始めさせていただきます。

本日は11月の定例総会ということで、ご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

10月に入りまして、毎日のように雨が続きまして、農作業のほうも大変おこなっているんじゃないかと思えます。

そしてまた、台風21号、22号の上陸、接近等がありまして、農作物等への被害も心配されましたが、一部ネギ等に被害があったようですが、大きな被害にもならず大変よかったなど安心しているところでございます。

そしてまた、先月の19日から始まりました農地パトロール、それから31日のブロック農業委員の研修会、大変お疲れさまでございました。

そしてまた、あした、平成29年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム、ありますので、そちらのほうの参加もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成29年11月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局湯浅でございます。

議案の説明の前に、報告が1点ございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請、資料の3ページになります。

番号1、番号2、それぞれ取り下げの願いが出ております。

したがいまして、本日、議案第2号につきましては、審議案件がございません。

報告とさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年11月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、中字古名内109番地2、外1筆。

地目、現況ともに畑。

地積、2筆で、786平米。

権利者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

経営面積、30アール。

義務者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

事由、所有権移転、売買によるものでございます。

2-1から2-2、ページで言いますと1ページから2ページをごらんください。

まず、白井市字新駒と、2ページのほうに、神々廻字前田ということで、それぞれ字が載っております。

トータルで22筆となります。

175番地1、外21筆という形になります。

地積につきましては、22筆で6,503.59平米となります。

権利者、白井市神々廻 番地の、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積、65アール。

義務者、白井市神々廻 番地の、〇〇〇〇。

事由、賃貸借権の設定でございます。

3番、根字草刈作861番地1。

地目、田。現況、畑。

地積、260平米。

権利者、白井市根 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積、152アール。

義務者、船橋市高根町 番地、〇〇〇〇。

事由、所有権移転、売買によるものでございます。

4番、根字草刈作861番地2。

地目、田。現況、畑。

地積、462平米。

権利者、白井市根 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積、152アール。

義務者、船橋市高根町 番地、〇〇〇〇。

事由、所有権移転、売買によるものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員をお願いします。

内藤秀樹委員

内藤です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料の1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんが、義務者、〇〇〇〇さんの代理人とともに出席されました。

申請地は、市役所から北へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨畑で、棚はありますが、木は途中から切っており、栽培はされていませんでした。

進入路については、市道により確保されております。

本案件は、権利者の規模拡大、義務者の規模縮小による所有権移転の売買です。

取得後は、権利者本人が更地にし、落花生等を栽培して販売するそうです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、貨物自動車1台と、この資料には記載されていませんが、小さいコンボもあるそうです。

労働力は、世帯員が4人で、3人農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、150日。

技術力もあります。

現在所有する農地は、全て管理しており、効率的に耕作しています。

過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺農地、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

議案第1号2番について、調査報告を行います。

資料2番です。

当日は、権利者、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんと、取締役〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で、娘の〇〇〇〇さんが、出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、前田は雑草が若干生えていましたが、きれいでした。新駒のほうは、しばらく農作されていないようで、荒れていました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の農機具については、トラクター、軽トラック、管理機。

労働力は、権利者を含め4人。

従事日数は、200日を見込んでいるようです。

技術力は、研修を十数年やっており、高いと思われます。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

白井で新規農業を始められるのは、権利者の地元の松戸では農地の確保が難しく、〇〇〇〇さん経由でこの土地を知り、始めようと思ったそうです。

また、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

議案第1号3番、4番について一括でお願いします。

資料3番、4番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんと、3番の義務者、〇〇〇〇さんが、4番の義務者、〇〇〇〇さんの代理人として出席されました。

申請地は、市役所から南西へ約1.7キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに草が刈られていました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。
権利者は、梨栽培をしている農家であるため、農機具はそろっております。
労働力は、世帯員が3人で、3人とも農業に従事しています。
年間従事日数も、320日です。
技術力もあります。
農業を、娘の〇〇〇〇さんが継ぐことになっているそうです。
面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。
現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。
また、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本2案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。
以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員

小名内地区担当の今井でございます。

権利者の〇〇さんは、2棟のハウスでトマトとキュウリを栽培しています。

年一作なので、現在は肥料をまいたり、植えつけの準備をしているところだそうです。

今回の申請の件ですが、先ほど班長のほうからお話があったと思いますが、梨の梨棚が残っていて、〇〇さんが、壊しているそうで、義務者の〇〇さんの体調も考え、ご自分で壊しているということです。

先日、〇〇さんのお宅に伺い、〇〇さんにお会いしてきました。〇〇さんは5年ほど前からリウマチを患っており、現在は痛み止めの薬を飲みながらの生活で、畑仕事は厳しいように見えました。

そういうことで、特に今回の件に問題はないと思います。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

2-1、2-2番につきましては、私、笠井が担当でございますので、説明いたします。

ただいま班長さんより報告があったとおりでありまして、この申請地は20年くらい前から耕作していなくて草だらけになっていたのですが、今回、〇〇〇〇さんが借り

て、2の4の営農計画書のとおり、カボチャ、アスパラ、ブルーベリー、長芋等を作付するとのことでした。

そして、盛り土、埋め立て等はしないとのことでした。

以上です。

3番、4番、宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 七次地区担当の宇賀です。

3番と4番ですが、権利者の〇〇〇〇さんと、義務者の3番〇〇〇〇さん、4番の〇〇〇〇さんはご兄弟ということでした。

3番の〇〇さんですが、ご高齢のため管理ができなくなってしまい、〇〇さんを買ってもらったことにお話していました。

4番の〇〇さんは、体調を壊し管理ができなくなり、〇〇さんを買ってもらったことにお話していました。

〇〇さんですが、現在旦那さんと、娘さん、3人で、梨を主に栽培されていて、娘さんが3人いらっしゃるのですけれども、長女と三女はお嫁に出ておられて、次女の〇〇〇〇さんが、一緒に住んでおられます。

〇〇〇〇さんは、現在、パートをしながら摘果や収穫、販売を手伝っているそうです。

行く行くは後継者として梨を継いでいってもらおうそうです。

今回、申請の畑については面積も狭いので、栗を植えるとのことでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 農業委員の根本です。

2番についてお伺いします。

この〇〇〇〇さんの〇〇さんですか、研修先のほうが〇〇エコ農場ということで、年数もかなりやっているようですが、このエコ農場は自分の研修先ということなのでしょうか。

それとも自分がやっていたのでしょうか。

笠井会長 それは実家だったと言ったように思います。

根本孝一委員 かなり、計画ではしっかりしたものが出ているので、技術力には問題なくということと理解してよろしいですね。

笠井会長 そうだと思います。

根本孝一委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにありませんか。

芦田委員。

芦田恵子委員 委員の芦田です。

今の〇〇さんの件なのですが、事実上、両方に、二つありまして、一つのほうは、田んぼのほうが荒れているのですか。

さっき話したので、新駒のほうが荒れているって説明、地区担当さんで、おっしゃいましたよね。

それで、前田のほうは、地目はこれは田なのだけれども、現況は畑なのですよ。

笠井会長 はい。

芦田恵子委員 片方は田で、そのまま田んぼの状態が荒れているわけなのですか。

笠井会長 はい。

芦田恵子委員 そうなると、田んぼで農作物をそのまま、荒れて、有機栽培だとは書いてあるのですが、カボチャとか、アスパラなんかも、すごい、そんなに荒れているところでは草の実がすごい落ちているから、その後の耕作が大変だと思うんですよ。

盛り土も何もしないで、そのまま、ただ耕うんして、するのか。

でも、この開発、この人たちは、もともと埋め立てとかやる会社でしょう。

その辺が、確実にその辺できるのかどうかと思って。

笠井会長 では、笠井ですけれども、事前審査会のときには、田んぼは荒れていたのですけれども、草は刈ってありました。

現状のままで、埋立て等はしないで、一応作付するということでした。

それで、もし1年つくって、このままじゃだめだということになった場合には、今度は盛り土なりするような話はしていましたけれども、今回は、とりあえずこのまま現状で作付するということです。

もう1カ所の前田のほうは、1年、ことしになって、試験的に枝豆等を作付してあったみたいなのですけれども、そちらはきれいでしたね。

芦田恵子委員 わかりました。

笠井会長 ほかにありますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので。

芦田恵子委員 すみません、もう1点。

笠井会長 芦田委員。

芦田恵子委員 芦田です。

すみません、今の〇〇さんので、もう一個、ちょっと気になるところがありまして。

計画表、すごく立派にいっぱい出してあるのですが、ここに書いてある2の6のところなのですが、就農時の種苗費とかいろいろ書いてあるのですね、経費が。

種苗費が2万円とか、肥料代が、有機で何もやらないのかな、これで1万なのかなとか思ったのですけれども、最初にこれだけの面積に対しては、金額がどれもこれも低過ぎるんじゃないかなと思って。

あと、ただ数字を合わせて書いただけなのかなって不審に思ったのですよね。

所得、恐らく最初の年はほとんどないでしょうけれども、でも、会社としてやるのには、その後のことも考えると、利益幅が200万なんですよ、2の4を見ると。

そうすると、会社としていかなものなのかなと。

それも事前審査会で聞かれたのでしょうか。

どなたか、聞いてはいないですか。

株式会社として、事業に参入するのに、この数字で果たして本当にいいのですか。

個人で農業してやるんだったら、まあいいかなとも思うけれども、あくまでも会社としてやるのに、この並べてある数字、よくよく見ると、どれもこれも、こんな数字ってありって思うんですよ、実際つくると。

だって、全部でこれだけの6,000の面積に対して、種苗費がたった2万ってありえないし、肥料だって1万円で済むか。

まして新規でやるんだったら、最初には投資しなきゃいけないのに、この数字は問題ではないですか。

事務局 事務局のほうでも、事前審査会以前から、窓口にご相談に来ている時点から事業計画に係る2点及び農作業の日数も含めて、そんな計画で実際にやっていけるのかというお話はしているのですが、実際、取締役の〇〇〇〇さんがよくいらっしやっていて、嶋根さんのほうも数回いらっしやっていて、その中の話では一応大丈夫ということで話で来ているので。

実際問題、委員さんがこれを見たときに、どう考えてもこれは絶対にできないだろうという話であれば、もちろん、保留ということにはなるのですが。

芦田恵子委員 出荷手数料だって5,000円でしょう。

それで売り先が、見ると、いろんなところに出すと書いてありますよね。

出すのに、5,000円でどうやって出すのと。

袋に詰めたり、箱詰めなどで、その経費がたった年間で5,000円ですよ、確かね。

資材費、5,000円で上がるわけないと思うのですよね。

だから、ただざっと見て数字、だけど、よくよく見ると、書いてあるのがすごくでたらめな数字じゃないかなと思うのですよね。

ほかで、白井で初めてといっても、実質ほかでもやっているのだから、恐らくもっと正確な数字が書けると思うんだよね。

だから、ちょっとこれはおかしいなと思ったのですけれども。

皆さんも、農家していれば、そんな金額で年間、まず無理だと思うんですよ。

まして6,000、6反歩。

野菜があったら、もう少し経費かかるはずだし。

どんなものでしょうか。

事務局 実際のところ、そこら辺を踏まえて事前審査会で掘り下げていったということはないので、実際この今、総会の場で委員さんが、今までの情報だけでは、許可・不許可の審査をするのに情報として足りないというお話であれば、この場は一度保留にして、翌月もう一度審査するという手はあります。

芦田恵子委員 ただ、皆さんがどう考えるのかなと思って。

あいている土地をきれいにして作ってくれるという、その理論はわかるんですね。誰かがつくらない、耕作放棄地があるよりはいいと思うのですが、でも、中身を見ると、ちょっとこの数字、どうせ書くんだったら、もうちょっと書きようがあったんじゃないかなと。

事務局 正直、事務局側も同じようなことを思っていますし、たびたび指摘はしているのですが、実際、こう上がってきちゃうと、うちとして、こう直せとも言えるものでもないです。

ある程度、どう考えてもやれないでしょう、そういうところ。

芦田恵子委員 皆さん、どう思います。

だって、この金額で、年間5,000で。

出荷運賃を5,000円でしょう、手数料も5,000円でしょう、そんなのあり得ないし。

笠井会長 内藤委員。

内藤秀樹委員 事前審査会のときに、2の6の表と、2の22の表の数字が違っていることを指摘したときに、これは単なるミスだということなのですけれども、よくよく突っ込んで聞くと、もうちょっと聞いてみると、語気を荒げてくるもので、余り詳しく聞けない状態もあったものですから。

その辺、流しちゃったという語弊がありますけれども、これ以上やるとけんかになっちゃう可能性もあったので、その辺でやめておきました。

事務局 よろしいでしょうか。

笠井会長 はい。

事務局 事務局湯浅でございます。

ご指摘のとおり、確かに1年目については、なかなか収益も小さいというところがあるかと思うのですが、ここでご議論いただきたいのは、5年後のところ、どうしても1年目ですと、手探り状態のようところがございまして、なかなか経費もかけられない。

株式会社だからこそ、かけられないというところがあるかと思っています。

5年後の数字がこれでいいのかどうかというところもあるかと思うのですが、1

年目の数字よりも、ご議論いただくとすれば、将来的にどこまでやっていけるんだというところで、ご議論いただいたほうが。

やはり社長さんのほうも、1年目なのでどうやっていいかわからないよくらいなので、話があったと思いますので。

計画は計画なので、どうなるかわからないというお話もありましたので、計画をつくる段階で半年くらい、この担当者といいますか、代理の方が窓口に来ていて、農業委員会のほうでも、この計画についてはかなりいろんな意味で指導していたのですが、結果として、半年かけてこの数字が上がってきちゃったところがございますので、例えば1カ月先に延ばして、また計画を出し直したとしても、結果として、計画は計画なんだからこのとおりやらせてくれという答えが出てこようかと思っておりますので、その辺も加味して、ご議論いただければありがたいと思います。

以上です。

芦田恵子委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

議案第1号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

笠井会長 続きまして、議案第1号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号2番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

笠井会長 続きまして、議案第1号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号3番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

笠井会長 続きまして、議案第1号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号4番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の4ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これをご報告いたします。

平成29年11月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

5ページをごらんください。

専決処分書となります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出がございましたので、報告をさせていただきます。

専決処分は以上となります。

続きまして、議題のほうをごらんになっていただければありがたいと思います。

その他といたしまして、12月の事前審査会、総会の日程についてでございます。

申請の締め切りは11月24日金曜日。

事前審査会、こちらは案となりますが、11月30日の木曜日。

第1班がご担当で、午前9時から。

会場につきましては、本庁舎3階、こちらの会議室となります。

総会につきましては、12月8日金曜日午後4時からとなります。

なお、この後、追加協議事項といたしまして、お手元のほうに、人・農地プランに係る地区説明会ということでペーパーが配られていると思います。

そちらにつきましては、農政課の松本のほうから説明をさせていただきますので、ここでしばらくお待ちいただければ、いらっしゃると思います。

それでは、農政の担当のほうから、人・農地プランに係る説明会の関係でご説明をさせていただきますと思います。

説明につきましては、担当の松本のほうからさせていただきます。

よろしくをお願いします。

農政課 松本 農政課の松本です。

農業委員会さんには、いつもお願いばかりで申しわけないのですが、今回もお願いということで、きょう、作成している人・農地プランに関する事で皆さんにご協力をお願いしたいということで、ご説明に上がりました。

座って説明させていただきます。

お手元に配付した資料なのですが、1枚目がこれから説明する内容になっていまして、2枚目以降は人・農地プランという政策でしている、これから説明する計画そのものになりますので、このプラン自体は参考ということで配布させていただきました。

このプランに係る説明会についてということで、一番最初の説明資料をごらんください。

まず、人・農地プラン、地域農業マスタープランなのですが、ご存じの委員さんも多いかと思うのですが、釈迦に説法で恐縮ですが、概要だけ説明させていただきますと、このプランというのは、持続可能な力強い農業というのを実現していくために、基本となる人と農地の問題を一体的に解決することを目的として、それぞれの集落・地域において話し合いを行って、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために策定する、未来の設計図となる計画であると農水省のほうでは定義づけているものです。

具体的にどういうものかといいますと、集落・地域ごとに、ここに挙げた①から③の項目について主に話し合いを行いまして、決められた内容をプランに位置づけるという内容になっています。

まず、地域の中心となる経営体、担い手といいますか、認定農業者になると思うのですが、中心となる経営体について位置づけること。

次に、中心となる経営体に農地を集めていくという集積の方法。

最後に、中心となる経営体と、それ以外の農業者、兼業農家、自給的農家、担い手以外の方々、零細なのかを含めた地域農業をどういうふうに展開していくのかというあり方について、プランに位置づけるということになっています。

このプランにおいて、担い手として地域の中心となる経営体に位置づけられますと、補助事業などさまざまなメリット措置を受けることができまして、後に添付した人・農地プランのA4のこの資料になりますけれども、こちらに最初に出てくるのが、認定農業者を中心とした地域の中心となる経営体になっております。

ほぼ、国庫補助なり、県補助でも、今はこの人・農地プランに位置づけるということが補助事業を受ける上での要件になって、ほとんどがこの要件になっているところです。

当市の人・農地プランの策定経緯なのですが、28年の2月に白井市全域をエリアとして策定しておりまして、経緯としましては、中心となる担い手向けのアンケ

ートを認定農業者に対して実施しまして、このプランに位置づけているかどうかという確認を行いまして、よいという、位置づけてもよいという回答をいただいた方について、担い手として位置づけてということです。

また、農業委員会で実施した耕作放棄地の利用意向調査につきまして、農地の出し手に対するアンケートを実施しまして、主に今後リタイアして耕作しないというような方がメインになると思うのですけれども、そういう方々の今後の農地の利用方針と、貸出先の希望や、貸出す予定の農地について、一覧を計画に加えているところです。

この結果、この一覧については、この資料の後ろのほうにずっと一覧になって出ている地目や地番が羅列されている、この資料になるところです。

現在のプランでは、中心的担い手が32経営体と、農地の出し手が54名となっているところです。

このプランは、ことしの3月、昨年度末、29年3月に1回見直しをしております、現状ではこういう形になっておりますが、後にも説明するのですけれども、毎年状況が変わっていく中で見直しを順次していくということになっています。

人・農地プランの見直しに係る取り組み、主に地区説明会ということについてなのですけれども、ここで農業委員さんには、これからご協力をお願いしたいところなのですけれども、プランを策定してから、昨年度から各地区、市内でほぼ24地区に分けているのですけれども、プランの見直しに係る話し合い、説明会ですが、プランの周知を兼ねて順次開催しているところです。

本来、話し合いは各地区で、地域の農業のあり方を議論する上で自発的に開催してもらうのが本来のあり方なのですけれども、現状では、そういう話し合いの機運が醸成されていない、プラン自体が余り周知されていないというところもあるので、当面は行政からのプランの説明を中心として、市内全地区で一通り開催していくという予定になっております。

28年度は、平塚、神々廻と、白井・下長殿の3地区で開催をしたところです。

この地区の選定につきましては、手賀沼土地改良区地域である平塚と、予定新規就農者を中心的経営体に位置づけるという関係で、この3地区で開催したところです。

今年度につきましても、今後3月末までに、3カ所程度での開催を予定しているところでして、この説明会においては、あわせて、市の実施事業、優先事業になっている集落への関連の説明もあわせて実施していくという予定になっております。

昨年のお話し合いでも一部、参加いただいている会もあったのですけれども、今後、話し合いの開催に当たりましては、各地区担当の農業委員さん、推進委員さんに出席を依頼していきたいということで考えております。

こちらの考えとしては、当面、まだ確定ではないのですけれども、今井・名内地区や、富ヶ谷・富ヶ沢・法目地区と、あとは認定新規就農者がふえてくる予定がある地

域で開催を考えているのですけれども、委員さんには、ぜひこの地域で開催したほうがいい、優先して、地域農業について優先的に議論したほうがいいというようなご意見があれば、地区の提案は今後いただければと思います。

来年度以降も順次、地区をぐるぐる回って説明会をやっていく予定なので、ご意見、ご提案と、あと実際に開催するときにあたっての出席等、アドバイザーとしてのご出席をお願いしたいと思っております。

私からの説明は、以上になります。

ありがとうございます。

事務局 あわせまして、先ほど、この前の会議で農振農用地の見直しの関係で、今回見直しにあたって、転用が一時凍結するみたいな話がありましたので、その辺について、担当の西口のほうから、あわせて説明させていただきます。

農政課 西口 農政課の西口と申します。よろしく申し上げます。

先ほど、午後、農業振興地域整備促進協議会といたしまして、農振の今、全体見直しを行っているのですけれども、ここで、県との担当者と協議が整いまして、今月末に千葉県のように下協議書というものを提出する予定でおります。

従来、昨年10月から、農振の個別の除外はストップさせていただいているのですけれども、今度、11月下旬に下協議書を提出します。

従来、軽微変更、農業倉庫とか建てる場合に、除外ではなく軽微変更とあって、農業用倉庫を建てるケースがあったのですけれども、その手続もできなく、次の新しい農用地が決まるまでできなくなりますので、もし皆さんの身近なところで、現在農用地になっているところに農業用倉庫を建てたいという話がありましたら、その旨説明していただければと思います。

もしわからなければ、農政課のほうへ電話して聞いていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、人・農地プランのほうから、ご質問ですとかご意見があれば伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

笠井会長 ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、何か質問等、何かありましたらお願いいたします。

内藤委員。

内藤秀樹委員 今、転用の話が出たのですけれども、転用できない期間というのは、大体どの程度なのでしょうか。

農政課 西口 順調に行くと、来年の6月には、決定して公告できる予定ではあります。

ただ、これについても、異議申し出とか出ると、さらに期間が延びてしまうので、断言はできないのですけれども、通常どおり行けば、来年の6月には公告できる予定

です。

内藤秀樹委員 わかりました。

笠井会長 ほかにありますか。

事務局 では、会長、農振の見直しの関係も含めましてご質問があればということ。

笠井会長 はい、よろしくお願いします。

質問ある方は。

事務局 特に新しく推進委員になられた方、もしくは新しく農業委員になられた方で、この人・農地プランについて、今の説明でおわかりになられたでしょうか。

農政課 松本 プラン自体は、これがプランという、計画という感じではなくて、担い手がこの人たち、あとは、将来リタイアして農地を出す人はこの人たちという一覧表を組み合わせたような形のプランとなるんですけども。

事務局 今のところ、ことし事務局で考えているのが、今井・名内地区、富ヶ谷・富ヶ沢・法目地区あたりはやりたいということと、プラス、来年度以降、新規就農者で国の公金とかを受ける場合には、これが必須になりますので、そういう地区についてもやらせていただくという形になります。

その場合ですと、各地区でやりますので、農業委員さん、推進委員さんのご出席もお願いしたいといったようなことになります。

事務局からは以上です。

笠井会長 それとあと、18日の新規就農の説明会の案内文みたいなのは、もらえるのですか。

事務局 出席依頼は、会長の出席依頼ではなくて、委員さん。

笠井会長 こういう会議があるから出てもらいたいという個人のあれはないの。

事務局 個人では考えていなかったのですが。

笠井会長 各委員さんが1人ずつ探してきてくれということで、口頭で来てくれということでやるの。

事務局 そのつもりでいしましたが。

笠井会長 こういう会議があるからという文書で持って行ってお願いしようかと思っていたのだけれど。

口頭で言うよりは、そのほうがいいのでは。

事務局 了解しました。

では、すぐに作りまして郵送させていただきます、間に合わないの。

申しわけございません。

笠井会長 だったら、明日でもいいよ。

明日、10時ですよ、皆さん、集合10時。

事務局 10時までには間に合わせるように作りますので。

笠井会長 お願いします。

芦田委員 間に合わなければ、帰りまで。
事務局 では、帰りということで。
間に合えば10時で。
事務局のほうからは以上です。
笠井会長 それでは、本日の議案については、全て終わりました。
長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人